

資料 16 関連基礎用語解説

用語一覧

【あ】

- ・ I P C C (気候変動に関する政府間パネル)
- ・ I P B E S (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)
- ・ インクルーシブ遊具(公園)
- ・ 雨水浸透施設
- ・ エコツーリズム
- ・ エコバジェット
- ・ エコファーマー
- ・ エコロジカル・コリドー(生態的回廊)
- ・ S D G s (持続可能な開発目標、 Sustainable Development Goals)
- ・ S D G s ウェディングケーキ
- ・ エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、GX2040 ビジョン
- ・ O E C M と自然共生サイト
- ・ 汚染者負担原則
- ・ 縁崖林(えんがいりん)
- ・ 温室効果

【か】

- ・ カーボンニュートラル、ネットゼロ、カーボンオフセット、ゼロカーボン
- ・ 外来種、外来生物
　　特定外来生物
　　外来生物被害予防三原則
- ・ 海洋プラスチック汚染
- ・ 環境
- ・ 環境影響評価制度(環境アセスメント制度)
- ・ 環境家計簿
- ・ 環境情報開示
- ・ かんきょう東久留米
- ・ 環境政策
- ・ 環境フェスティバル
- ・ 環境負荷
- ・ かん養(涵養)

- ・ 気候変動枠組条約(U N F C C C , 1992)と締約国会議(C O P)
- ・ 希少種
- ・ グリーンインフラ
- ・ G X (グリーン・トランスフォーメーション)
- ・ 公告、典型7公告
- ・ ごみ減量化・資源化協力店

【さ】

- ・ サーティ・バイ・サーティ
- ・ 再生可能エネルギー(Renewable Energy)
- ・ 市街化区域・市街化調整区域
- ・ 自然資本
- ・ 持続可能な発展(Sustainable Development)
- ・ 市民環境会議
- ・ 市民農園
- ・ 市民緑地
- ・ 借地公園
- ・ 主要会計イニシアチブ
- ・ 順応的管理・経営(アダプティブ・マネジメント)
- ・ 水質調査
- ・ 3 R (スリーアール)
- ・ 生産緑地地区
- ・ 生態系
　　生態学
　　生態系サービス
- ・ 生物指標
- ・ 生物相
- ・ 生物多様性
- ・ 生物多様性の危機と気候変動
- ・ 責任ある消費(エシカル消費)
- ・ 絶滅危惧種
　　レッドリスト
- ・ 草本層

【た】

- ・多自然川づくり
- ・脱炭素社会、低炭素社会、循環型社会、循環経済(サーキュラー・エコノミー)
- ・多摩六都科学館
- ・地球温暖化係数(GWP : global warming potential)
- ・地区計画制度
- ・窒素関係
- ・調整池・調節池
- ・適正と適性
- ・デジタル田園都市国家構想総合戦略
- ・田園住居地域
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例(東京都)
- ・都市計画公園・都市計画緑地
- ・都市公園のストック効果
- ・都市農業振興基本法
- ・都市緑地法
- ・トラスト制度
- ・トリプルボトムライン

【な】

- ・内分泌かく乱物質
- ・ナラ枯れ、カエンタケ
- ・日本のエネルギーバランス・エネルギーフロー
- ・ネイチャーポジティブ(自然再興)
- ・ネクサスアプローチ、インターリンケージ
- ・農の風景育成地区(東京都)

【は】

- ・PM2.5(微小粒子状物質)
- ・P D C A サイクル(Plan-Do-Check-Act management cycle)
- ・P F A S(有機フッ素化合物)
- ・保存樹木・保存樹林(東久留米市)
- ・フットプリント
エコロジカル・フットプリント
- ・萌芽更新(ほうがこうしん)

【ま】

- ・マイクロプラスチック
プラスチックの性質
- ・水循環
- ・水辺と水辺地
- ・緑確保の総合的な方針(改定)
- ・みどりの基金(東久留米市)
- ・森の広場(東久留米市)

【や】

- ・屋敷林保全プロジェクト(東京都)
- ・湧水(ゆうすい)
- ・湧水・清流保全都市宣言
- ・湧水点(東久留米市 市民環境会議水とみどり部会)
- ・予防と用心

【ら】

- ・緑地協定
- ・緑地保護区域(東久留米市)
- ・緑地保全計画(東久留米市)
- ・緑被率
- ・緑地保全地域(都市緑地法)
特別緑地保全地区(都市緑地法)
- ・緑地保全地域及び歴史環境保全地域(東京都)
- ・6次産業、10次産業、農福連携

あ行

I P C C (気候変動に関する政府間パネル)

1988 年、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された国際的な政府間組織。各國政府から推薦された専門家で構成されており、世界中の学術論文などに基づき、気候変動問題に関わる科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行い、評価報告書を 5~8 年おきに発表している。

IPCC は、あくまで、利用可能な専門的知見に基づき、政策に関する事項の評価を行うのが役割であり、気候変動に関する国際合意に向けた検討は、気候変動枠組条約に基づく、気候変動枠組条約締約国会議 (COP) で行われている。国連は、IPCC 設立と同時に、気候変動枠組条約に向けた交渉をスタートさせており 1992 年に採択された。

⇒「気候変動枠組条約 (UNFCCC, 1992) と締約国会議 (COP)」も参照。

I P B E S (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)

2012 年に設立された、生物多様性と生態系サービスの分野を対象とする政府間プラットフォームであり、IPCC と同様、生物多様性や生態系サービスに関する科学的評価を行い、政策立案者にその情報を提供することを目的とした政府間組織であることから、生物多様性版 IPCC とも呼ばれている。

「科学的評価」、「能力養成」、「知見生成」、「政策立案支援」の 4 つの機能を活動の柱としており、IPBES で取りまとめた評価報告書や SPM(政策決定者向け要約)は、多国間協定や各国の政策に係る意思決定の科学的根拠として活用されている。2019 年の IPBES 地球規模評価報告書は、2022 年 12 月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の基盤情報としても活用された。

⇒「サーティ・バイ・サーティ」も参照。

インクルーシブ遊具（公園）

インクルーシブは「包括的な」の意味で、障がいの有無や国籍などに関わらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べるよう設計された遊具（公園）を指しており、全ての人のためのデザインである「ユニバーサルデザイン」と似た概念だが、インクルーシブデザインではデザインプロセス初期から障がいがある人の意見を積極的に巻き込んでいる点が違っている。2020 年 3 月に誕生した東京都世田谷区砧公園の「みんなのひろば」が日本初

のインクルーシブ公園とされており、「「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン (2021 年 4 月 東京都建設局)」の中では、子どもの遊び場としての公園の重要性を説いており、インクルーシブ遊具（公園）の整備推進の機運が高まっている。

雨水浸透施設

地下水の涵養を図るために、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。屋根で集めた雨水を地中に浸透させる雨水浸透ます、駐車場や道路などに降った雨水を地中に浸透させる透水性舗装などがある。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象に、それらに与える影響を最小限におさえつつ、それらを体験し学ぶ。さらに、得られた利益を保全に還元することで、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全と持続可能な利用に責任を持つ観光のあり方をいう。「生物多様性国家戦略 2012-2020」においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に寄与する有効な手段であるとされている。

エコバジエット

多くの環境会計がいかに環境に配慮したかという事後的な決算会計型になっているが、自然環境や地域資源ストックを目減りさせず次世代に継承する（持続可能な発展）ために、その環境支出を環境予算の範囲内にとどめることを目的としたもの。

また、多くの環境会計が前期との比較で環境の変化状況を把握するが、それ（短期）とともに、基準年（中期）と将来の状況（多くは原初状態、長期）を目標としてレベルを管理する。ヨーロッパの地方自治体や天然資源を多く利用するアジアの地方自治体で導入されている。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律」に基づく土づくり、減化学肥料による減農薬栽培の計画を作成し、知事から認定を受けた農業者をいう。学校給食などの地産地消、産直による契約栽培で減農薬・減化学肥料を行う実質的なエコファーマーも含まれる。

エコロジカル・コリドー（生態的回廊）

動植物の生息地（樹林地など）の間を生物が移動でき

るようにするための河川を含む回廊のことである。生物多様性保全の面からは、生息地となる樹林地などの面積が大きく、連続的であることが重要な要素となるため、樹林地などを生態的回廊によってつなぐことで、生物が孤立することなく、ネットワーク機能を持った生物の生息地としての役割や再生産機能を高めることができると考えられている。陸の生態系と河川・湖沼の生態系をゆるやかにつなぐ移行帯も含まれる。移行帯による生物間の連携（水草→昆虫→鳥）は、水中の過剰な栄養塩を陸に戻すことが知られている。

東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略による「水と緑のネットワーク」は、生物の生育生息地をつなぎエコロジカル・コリドーを展開させるよう考えられている。

SDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。SDGsの報告書のタイトルは、『我々の世界を内から変えて行く：持続可能な開発のための2030アジェンダ（Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development, 2015）』である。195か国（国連193全加盟国+パレスチナ+バチカン）が参加して作成された。2030年を目標に全世界的に、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」をモットーに、17ゴール・169ターゲット・230指標を取り組むもの。ゴールは動詞形（命令形）で書かれて行動を求めるものとなっている。

各国の自然資本、人工資本、人的資本の価値計測したものが、インクルーシブ・ウェルス（新国富）指標として、2012年のリオ+20で提唱され、国連環境計画（UNEP）と国連大学によって2021から隔年公表しており、SDGの総合評価指標として用いられている。

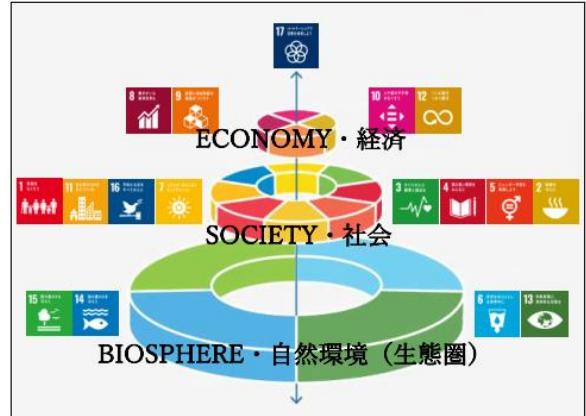
また、GDP等を計算する国民経済計算体系（SNA）に環境を加味し、グリーンGDPを計算する環境・経済統合勘定体系（SEEA）は現在89か国で導入されており、SDGsの関連ゴールのモジュール評価が行われている。

市は、「東久留米市 SDGs 推進方針」（2023年8月）を制定している。

SDGsウェディングケーキ

自然環境・生態系の上に、社会と経済が営まれている

ことから、自然の毀損が経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識を世界的に定着させつつある。例えば、再生可能エネルギーの導入という1つの取り組みが、カーボンニュートラル（環境）、災害レジリエンス（社会）、地域経済の好循環（経済）の三つの側面における課題の同時解決につながり、地域循環共生圏（ローカルSDGs）を形成する。



Stockholm Resilience Centre の図に東久留米市追記
⇒「トリプルボトムライン」も参照。

エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、GX2040 ビジョン

日本のエネルギー需給に関する基本的な計画を定めるエネルギー基本計画（第7次）で、2030年度から先の日本の温室効果ガス削減目標を含む地球温暖化対策計画（第3次）、GXの長期的な方向性を示すGX2040ビジョンと同時に閣議決定（2025年2月）された。政府が新たに策定した2040年度温室効果ガス73%削減目標と整合的な形で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に取り組んでいくもの。エネルギー面では、化石エネルギーの削減、非化石エネルギーの導入拡大、省エネの拡大の3面対応を行う。

⇒「GX（グリーン・トランسفォーメーション）」も参照。

OECMと自然共生サイト

2022年12月、生物多様性条約のCOP15会議で合意された、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標に対し、国立・国定公園等の保護地域以外で生物多様性保全に資する地域として、国が認定する区域のこと（いわゆる民間の保護区）で、英語でOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）と言われる。

日本の現状として、陸は20.5%、海は13.3%しか保全

区域として認められておらず（2021年調査）、それぞれ2030年30%の目標に対し、国の管理区域では圧倒的に足りていないことから、OECMを増やすための取り組みとして、2023年から、保護地区以外だが、生物多様性を長期的、効果的に保全しうるエリアを国が「自然共生サイト」を認定する取組を始めており、日本版OECMとも言われる。自然共生サイトには、土地の保有者が申請し、環境省による審査を通ると、OECMに登録されることになる。

⇒「サーティ・バイ・サーティ」も参照。

汚染者負担原則

事後的に公害の汚染者（プロバイダー）に復旧、賠償等の事後措置を負担させるだけではなく、公害防止措置の講じられていない安い製品等を購入するユーザー、エンドユーザー（一般消費者等）も汚染者としてとらえ、事前に購入しない、割高でも公害防止措置が行われている製品等を購入する選択を指向させることで汚染を低減させようとするもの（Polluter Pays Principle, OECD 1972）。

縁崖林（えんがいりん）

河川などの浸食作用でできた崖地（崖線面（がいせんめん））に形成された樹林で、自然の地形を保護とともに、崖下の湧水や動植物の生息環境などの保全に寄与している。防風、土壌流出防止、水源維持を目的に、人為的に形成されたものもある。東久留米市には、黒目川、落合川、立野川などの崖線には、古くからの縁崖林が残っている。

温室効果

太陽放射（入ってくる熱エネルギー）と地球放射（出していく熱エネルギー）の兼ね合いを計算すると地球の気温（放射平衡温度）は−18°Cにしかならないが、地球上には大気があり、水蒸気や二酸化炭素の温室効果ガスは、太陽や地表からの赤外線を吸収して放出する性質を持つために、地表から宇宙空間に放出された赤外線を吸収し、一部が再び地表に向かうために地表付近を温める効果をもつたため、地表面の平均気温は15°Cとなっている。水蒸気は広い波長域で赤外線を吸収するため、温室効果としてもっとも大きな寄与（48%）をもつ。また、地球は地球内部からの熱をもつが、地面の水が蒸発する際に、地面の熱を奪って大気に熱をもたらす。二酸化炭素の寄与は21%程度。近年、人間活動によって二

酸化炭素等が急増し、温室効果が強まり、地球の平均気温は上昇する可能性が指摘されている。

なお、太陽エネルギーのほとんどが大気の平均温度を一定に保つために役立っており、台風や波の原動力になっているのは0.2%、ヒトを含めたすべての生物に食物を提供するのには0.05%が使われる。

⇒「地球温暖化係数」も参照。

か行

カーボンニュートラル、ネットゼロ、カーボンオフセット、ゼロカーボン

カーボンニュートラル(carbon neutrality)は、森林などの生態系から呼吸や分解、森林火災などで排出される二酸化炭素等を光合成等で再吸収することでバランスすることがもともとの概念。バイオマスエネルギー利用は、その分解・燃焼の部分をヒトが利用するもの。一般に、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を実質ゼロに抑えることを言う。

さらに、ネットゼロ(Net-zero emissions)は、人為的温室効果ガス排出量を、自然の吸収源を強化するための人為的活動や、人工的な回収・貯留手法によってオフセット（相殺）し、実質ゼロにすることを指す場合が多い。

2020年、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すことを宣言し、環境省は、2050年にCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を市長又は地方自治体として公表した地方自治体をゼロカーボンシティとしている。

市も「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」（2023年3月）を行っている。

また、企業などの生産活動でも、製品やサービスの製造・輸送・使用・廃棄までの全工程で発生する排出量をゼロにしていくことが求められている。

外来種、外来生物

外来種は、もともとその地域に生育生息していなかったのに、人の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれ、世代を重ねて生育・生息し、定着するようになった生物種のことをいう（国内・国外由来とも）。国内にその本来の生息地又は生育地を有する「在来生物」との対比で、国外由来の外来種は外来生物と呼ばれることがある。侵略的外来種の一部について、外来生物法（特定

外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づいて「特定外来生物」(その生物が交雑することにより生じた生物を含む)が指定されている。

外来生物法の対象とする国外外来種は、人間の移動や物流が盛んになってきた明治時代以降に導入されたものを中心に対応している。

ほかに、導入種、移入種、帰化種、帰化生物、などの語も用いられることがある。

一方、昔から人間は野生生物を自然の分布範囲を越えて移動し、定着してきた。また、作物と一緒に雑草も移動し、定着している。これらのうち、古代に人間によって移動され、適当な生育地を得て定着(帰化)したと考えられる植物は「史前帰化植物」と呼ばれている。

在来種群は、長期間、同所的に生育し緊密な生態系を構成していると考えられる。一方、外来種は新しく加わった生態系の構成する生物間相互関係に移行し馴化していくには、多少なりとも生態系に変化をもたらす。また、例えば被食を受けない外来植物が多数繁茂すると、在来種を捕食していた昆虫が減り、その昆虫を捕食していた鳥が減るなど、生物多様性にも影響が大きいと考えられている。

⇒「生物多様性」も参照。

特定外来生物

人の命や体、生態系、農林水産業などに被害を与える生物を外来生物法に基づき、環境省が指定したもの。現在、162種類(未判定外来生物52種類)が指定されている。飼育や栽培、保管、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが原則禁止されている。個人が違反した場合懲役3年以下または300万円以下、法人が違反した場合1億円以下の罰金などが科される。

外来生物被害予防三原則

①入れない(外国および国内の両方を含め、他の地域の生きものを入れない。)、②捨てない(ペットや園芸種を自然の中に捨てない。)、③拡げない(自然の中の生物を、他の地域に拡げない。)の3原則をいう。

海洋プラスチック汚染

プラスチック製品が家庭や工場などから適切に回収・処理されず、また市中や川、海岸でポイ捨てされたプラスチックごみが風や雨によって水路や川を通じて

海に流れ出し、海洋に蓄積されて汚染を引き起こす。1950年以降に海に流出したプラスチックごみの総量は1億3900万トンと推計されている。海洋プラスチックごみにはペットボトルのようなマクロプラスチックから5mm以下のマイクロプラスチックがある。海洋に流れたプラスチックは波や紫外線で次第に微細化されたマイクロプラスチックのほか、意図的に製品に加えられた洗顔剤などの添加物や自動車のタイヤ摩耗粉などの非意図的なマイクロプラスチックがあり、日本では投げ捨てごみの他にタイヤ摩耗粉や道路標示材といった非意図的なマイクロプラスチックが多くを占めていると推計されている。プラスチックごみは海洋生物の生態系に影響を与えることが懸念されており、国際社会は対策に乗り出している。

⇒「マイクロプラスチック」も参照。

環境

「環境」という言葉のもつ範囲、含意も切り出し方によって様々である。宇宙の中の地球環境、自然環境と人工環境、生活環境など、包含関係にある。

地球的には、生物圏、地圏(岩石圏を含む)、水圏、大気圏、磁気圏から構成されるとする。ちなみに、地球はエネルギーに関して開放系(地球で仕事をして宇宙空間に放出)だが、物質に関しては基本的に重力・引力によって閉鎖系であるため、環境汚染物質も蓄積・循環したりすることになる。

⇒「環境負荷」「公害」も参照。

環境影響評価制度(環境アセスメント制度)

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価してその結果を公表し、地域住民等からの意見を事業計画に取り入れることにより、公害の防止や自然環境の保全を図る制度をいう。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動の質と量を把握するのと同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

近年は、家庭での電気や燃料などの使用量と額を集

計し、二酸化炭素などの削減と家計の経費削減を図ることを目的とした家計簿を指すことが多いが、以前は生活全般に関わるチェックリストが主流であった。例えば、エコスタイル診断・ECO日記(環境省2009『こども環境白書』)では、①地球温暖化をstop、②大気汚染をstop、③ごみの増加をstop、④化学物質の拡大をstop、⑤水質汚だくをstop、⑥生きものの絶滅をstopの6分野15項目となっている。

環境情報開示

環境情報開示は、事業者が、事業活動による直接的・間接的な環境への重大な影響について、ステークホルダー（利害関係者）へ情報を開示することを言う。

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）は、2015年にG20の要請を受けて金融安定理事会（FSB）が設立したものであり、企業に対する気候変動関連リスク及び機会の情報開示に関する提言をまとめた。この提言に基づく情報開示は「TCFD開示」と呼ばれる。TCFDではGHGプロトコルによるサプライチェーン排出量の開示が推奨されている。

一方、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は、TCFDの枠組みを参考に、自然環境及び生物多様性に関するリスクと機会の評価及び情報開示を目的として2023年に提言を公表した。この提言に沿った情報開示は「TNFD開示」と呼ばれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）を目指す企業の取り組みとして位置付けられる。

⇒「主要会計イニシアチブ」も参照。

かんきょう東久留米

市の環境状況や水と緑等の現状の結果等を取りまとめた年次報告書で、毎年度公開される。市環境基本計画と緑の基本計画における個別方針ごとの施策の取り組み状況を市と環境審議会で毎年度点検することで、現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況を評価するものである。

⇒「エコバジェット」も参照。

環境政策

環境（や社会）を守る政策手法は大きくは次の3つである。1)法律による禁止や排出基準（フロー、総量）、技術指定などの直接規制、2)環境税・課徴金・デポジット・排出権取引などの経済メカニズムを経由する経済的手法、3)情報公開・ラベリング・基準認証・資格制度

などの情報的手法。情報共有により環境知識を持って自律的に対応できることが望ましい。

単独施策よりこれらを組み合わせて（ポリシーミックス）を行うことが効果的とされる。
⇒「汚染者負担原則」も参照。

環境フェスティバル

環境月間に合わせて、市が毎年6月に開催している環境イベント。環境の保全等に関する意識を高めるため、市民・事業者と協働して実施している。

環境負荷

ヒトが環境に与える負担のこと。環境基本法（平5法91）では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

かん養（涵養）

地表の水（降雨や、湖沼水・河川水、貯水池・雨水浸透ますの水など）が地下浸透して、水が供給・蓄えられること。東久留米市の豊かな湧水は、雨水がかん養された地下水から発生するものであり、その健全な水循環を維持するため、雨水浸透の推進を推進することが必要である。

気候変動枠組条約（UNFCCC, 1992）と締約国会議（COP）

「国連気候変動枠組条約」は大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的として先進国・途上国との「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」という原則に基づく国際的な枠組みで、ほぼ毎年「締約国会議」が開催されている。条約は枠組条約と議定書等で構成され、フローとストックの対策がある。フローの対策は削減・除去と省エネ等の抑制、ストック対策は、吸収源（シンク）と温室効果貯蔵庫の保護強化である。地球レベルでは、大気中の二酸化炭素のほぼ同量が樹木を中心とする植物、約3倍の量が森林土壤や農地土壤に蓄えられている。

その後締約国会議等により、入口と出口の対策が出来国内法に反映された。

入口対策の「緩和策」（mitigation）には、上記の削減指向の「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法（1998）環境省）」と抑制指向の「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」

省エネ法(1979、2023改正) 経産省)」が対応。ミチゲーションとは、回避、最小化、復旧、軽減、代償(開発に伴って緑地を確保できないときに基金に支払うなど)(NEPA)。

出口対策(対症療法的)の「適応策」(adaptation)には、「気候変動適応法(適応法(2018))」が対応。適応策には、防衛、順応、計画的撤退の3つがある。国は、温対法にもとづき「地球温暖化対策計画」、適応法にもとづき「気候変動適応計画」を策定。地域では、温対法に基づいて「地方公共団体実行計画(事務事業編と区域施策編)」の策定が求められ、適応法に基づいて「地域気候変動適応計画」の策定が求められている。

同条約の京都議定書(1997)では、削減を中心とする緩和策だけであったが、パリ協定(2015)では、 1.5°C / 2°C 目標の緩和策と適応策の両方を目指すことになった。

希少種

ある地域で野生状態での生育生息個体数が特に少ない生物種。一般に絶滅危惧種は、希少種として扱われている。自然的要因で個体数が少ない種のほか、人為的要因で個体数が少ない種も多い。希少性に固有性などを加味して、貴重種、重要種などの一般用語が用いられることがある。近年は、以前は普通にみられた種の個体数減少による生態系の崩壊が危惧され、普通種の重要性が見直されているが、価値観の入る重要な言葉を避け、個体数による「希少種」が用いられることが多い。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づいて「国内希少野生動植物種」の指定が進められている。2025年2月時点で458種が指定されている。また、種の保存法では、二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全が推進されており、「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定された場合、インターネット上や個人間での販売・購入も含めた流通目的の捕獲等を規制することによって、野外から大量の絶滅危惧種が乱獲されて販売されることを防ぐことができる。調査研究や環境教育等を目的とした捕獲等、譲渡し等は規制の対象外となる。この環境省が指定した野生動植物種も、略して「希少種」という。

グリーンインフラ

オープンスペースを緑地に誘導し、雨水による地下水かん養、水質改善、水と緑によるヒートアイランド現象の緩和などの機能により、まちの持続可能性と魅力を高めようとする考え方を国際的にグリーンインフラ

という。東久留米市が誇る湧水も雨水が源となっていることから、グリーンインフラの持つ意味は大きい。

GX(グリーン・トランスマーション)

GXは、脱炭素・エネルギー安定供給・経済成長の同時実現に向け、脱炭素化を推進し、化石エネルギー中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させることによる経済社会システム全体の変革を指す。

市は、「東久留米市 GX 推進方針～踏み出そう！未来のために、地球のために～」(2025年1月)を制定している。

⇒「エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画・GX2040ビジョン」も参照。

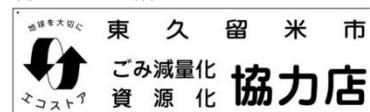
公害、典型7公害

英米法では、不法行為の類型として「私害」・「公害」に分けられ、後者は、公衆一般が生活妨害を受ける犯罪をさす。日本では、「公害」という言葉は、明治期より「公利」「公益」と対比して使われてきた。環境基本法で、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭(典型7公害)によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずることをいう。

公害は、産業公害、高速交通公害、生活公害、地球温暖化問題など、加害者と被害者の関係、影響が狭域か広域かによって分類される。

ごみ減量化・資源化協力店

簡易包装の推進、使い捨て容器の使用自粛、リサイクル製品の販売などを積極的に取り組んでいくために、ごみ減量化・資源化協力店制度を設けている。希望する小売販売店に対して指定している。



さ行

サーティ・バイ・サーティ

30 by 30(または 30×30)は、2030年までに地球の陸域、水域、海域の重要地域の30%を保護地域に指定する

ための世界的な取り組み。2022年12月、生物多様性条約のCOP15会議で30 by 30が合意され、昆明・モントリオールグローバル生物多様性枠組みの対象となった。

再生可能エネルギー (Renewable Energy)

太陽・地球物理学的・生物学的な源（再生可能資源）を古来ヒトが利用してきた分散型・変動性のエネルギー。その後有限な資源である石油・石炭・天然ガス・ウラン（原子力）にシフトしたが、廃棄物や地球温暖化問題から、エネルギー変換技術の進歩もあって再び利用の拡大が行われるようになってきている。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、地熱、潮力、バイオマスなどを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などを指す。

市街化区域・市街化調整区域

都市計画法による。市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと、東久留米市ほぼ全域（住居系91.4%、商業系3.5%、工業系5.0%）である。一方、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」のこと、柳窪の一部（12.2ha）が該当する。市街化区域の指定を調整区域に逆線引きした例として有名である。

⇒「生産緑地地区」「田園住居地区」「都市農業振興基本法」も参照。

自然資本

自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる考え方である。自然資本は、森林、土壤、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができる。自然資本の価値を適切に評価し、管理していくことが、国民の生活を安定させ、企業の経営の持続可能性を高めることにつながると考えられている。

⇒「生態系サービス」も参照。

持続可能な発展 (Sustainable Development)

1975年「もうひとつの発展」（ダグ・ハマーショルド財団）から始まり、1980年「世界環境保全戦略」（IUCN・UNEP・WWF：SDの言葉）、1987年「Our Common Future」（ブルントラント委員会：将来世代を現在の世代と同等におく）、1992年「新世界環境保全戦略（Caring for

the Earth）」（IUCN・UNEP・WWF：環境容量内で行う）などによりSDの概念が形成され、1992年地球サミットでのリオ宣言（共通だが差異ある責任、など）で集大成された。

リオ宣言を受けて、SDを実現するための世界行動計画「アジェンダ21」が採択されるとともに、気候変動枠組条約 FCCC、生物多様性条約 CBD、森林原則声明 FPが策定された。

なお、宣言の第4原則「持続可能な発展を達成するためには、環境保護は開発過程の不可欠の要件として組み込まれるべきであり、切り離すことのできないものである」は、それまでの「開発 or 保全」を「開発 and 保全」に変えるものであり、日本を含め各国の関連法（都市計画法など）に反映された。

市民環境会議

市の環境基本計画及び緑の基本計画に基づき、環境の保全・回復・創出に関する取り組みを推進し、市民・事業者との協力体制をつくるための公募による市民会議。水とみどり部会、くらし部会、環境学習部会の3つの部会で構成されている。

市民農園

市やNPO等が所有者から農地を借り上げ、市民が栽培等を楽しむ農地。

市民緑地

都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度である。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されるほか、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

借地公園

都市公園法に基づき、民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度である。期間限定の都市公園を設置することが可能になり、市街地にある企業等の未利用地を積極的に活用した都市公園整備を可能にするとともに、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

主要会計イニシアチブ

企業の責任対象が広がるについて、活動も環境

(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)活動の頭文字をとったESG活動や、主要イニシアチブにおけるKPI(Key Performance Indicator重要業績指標)が重視されるようになってきた。

責任ある環境行動からESGへ拡大したGRIスタンダードを皮切りとして、現在は以下の2つなどが国によって追随されている。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD: Task force on Nature-related Financial Disclosures)。

⇒「トリプルボトムライン」も参照。

順応的管理・経営(アダプティブ・マネジメント)

不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理によく用いられる概念である。多様な利害関係者の下、できるかぎり科学的なデータに基づき、PDCAサイクルのプロセスを繰り返して進めて行くが、市民、管理者、研究者の間の緊密かつ継続的な情報交換、相互教育が必要とされている。生態系は、ある働きかけに対してどうなるかを確実に予測することが難しく、この問題に対する完全な解決は難しいとされている。そこで当初より「生態系が不確実なもの」という認識を持ち、「当初の予測がはずれるという事態が起こりうることをあらかじめ管理システムに組み込み、恒常的なモニタリングを行なながら、結果に合わせて対応を柔軟に変えていく」という考え方をいう。

⇒「適正・適性」も参照。

水質調査

河川や地下水を対象に設定されている環境基準に適合しているなどを確認することを目的としている。その環境基準は、人の健康を保護し、また、生活環境の保全(水生生物の保全を含む。)する上で維持されることが望ましい基準である。

河川の環境基準は、大きく健康項目(カドミウム、シアン、トリクロロエチレン、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素等の27項目)と生活環境項目(pH(水素イオン濃度)、有機性汚濁の指標であるBOD、浮遊物質量(SS)、溶存酸素(DO)及び大腸菌数の5項目と全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの3物質)の2つに大別される。地下水については、飲用に利用される可能性を踏まえ健康

項目に関して基準が設定されており、その項目は河川とほぼ同じ項目となっている。

⇒「窒素関係」も参照

3R(スリーアール)

下線部の頭文字をとったもの。入口でRefuse(買う前に考え購入しない)→Reduce(減らす、発生抑制)→Replace(代替)→Repair(修理)→Reuse(繰り返し使う、再使用)→Recycle(再資源化3種、Material/Chemical/Thermal)→Renewable(再生可能資源への代替)→Reimagine(出口で入口を見直す)。ゴミの分別やもったいないなど出口の「できることからはじめよう」の環境意識をもってもらうことともに、環境汚染・破壊につながっている入口の原材料や生産工程の見直しにつながるような働きかけやそのような製品購入手控えなども必要である。

⇒「脱炭素社会、低炭素社会、循環型社会、循環経済(サーキュラー・エコノミー)」も参照。

生産緑地地区

生産緑地法、都市計画法に基づき、農林業との調和を図ることを主目的とした地域地区の一つである。土地所有者は農地等として管理する義務を負い、土地に係る税制の優遇措置を受けることができる。

⇒田園住居地区、都市農業振興基本法も参照

生態系

人を含むすべての生きものどうしの結びつき(生物間相互作用)と、それらの生活の場である大気、水、土壤、地形・地質などの環境をひとまとめにして、エネルギーの流れ、食物連鎖、物質循環などに着目した生きものを含むシステムを生態系(エコシステム)という。

生態系は、太陽光線をエネルギー源とし、無機的環境一生産者(植物など)一消費者(動物など)一分解者(細菌や菌類など)一無機的環境へと、物質の有機化・無機化の過程を通して循環させることにより営まれる自律的な系であるとみなすことができる。

生態学

動植物を中心に据えて空間的・機能的な考察を行うものを生物生態学(Bio-ecology)、土壤・地形・水文・気候を加味したものを地生態学(Geo-ecology)、さらに人間の関与を加えたものを景観生態学(Landscape-ecology)という(Leser 1984)。植生・

土壌などの要素や社会・経済データは、平時の関心事項になりやすく、地形・地質などの構造的な部分は、災害等の非常時に強く認識される。

生態系サービス

生物多様性がもたらす「自然の恵み」である。厳密には、生物と地形や地質などの非生物からなる生態系のプロセス・作用・機能のうち、人が恩恵を受ける生態系からの財・サービス（酸素や水の供給、土壌が支える農作物の供給・洪水防止機能、湧水による気温安定や、水と緑の景観、など）をさす。自然が持続的に、循環・再生産できる範囲からの恵み（ストックから得られるフロー）を人が消費している間は、将来にわたって享受することができる（持続可能性）。そのためには、自然の保全への努力が必要となる。生物多様性の保全もその一環である。

環境省の「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」においては生態系サービスの評価を行っているが、過去20年～現在の間に減少傾向であることが示されている。

⇒「自然資本」も参照

生物指標

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物の生息状況や変化などを参考にして、ある地域の環境の質などを類推・評価することをいう。

生物相

ある地域に生育・生息する生物種の全体を生物相という。共通の自然環境のある隣接した地域の生物相は、類似のものであることが多い。

生物多様性

生物多様性とは、さまざまな生態系が存在すること、また生物の種間および種内にさまざまな差異が存在することをいう。その地域における遺伝子・種・生態系（生態的プロセスを含む）の総体であることから、生物のみならずその生息・生育地の多様性の保全が必要とされる（国連生物多様性保全戦略）。

生物多様性の定義には色々あるが、遺伝子、個体群、種、生育・生息場所、生態系、それらが織りなす（生態学的）景観、生態的プロセスなどの多様性を含み、生物の豊かさを包括的にあらわす概念である点は共通して

いる。なお、生物多様性において、生態系を維持するためにキーストーン種（要となる種）以外にどの生物が不可欠かは研究途上にある。

わが国は1992年のリオデジャネイロの地球環境サミットで気候変動枠組条約、森林原則声明とともに生物多様性条約に加盟したことから、国内法（生物多様性基本法）が2008年に制定された。それにより国家戦略（生物多様性国家戦略）や地域戦略（生物多様性地域戦略）の策定が行われてきている。生物多様性は、生態系が提供する生態系サービス（自然のめぐみ）の基盤である。

生物多様性地域戦略は、人間活動の拡大（開発）・縮小（放置）、人間が持ち込んだ外来種や化学物質、気候変動など生物多様性に影響を与える直接的・間接的因素に、地域で出来る範囲で介入し、自然環境（生態系）の維持・再生を目指すものである。生物多様性国家戦略の中では、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を社会に浸透させるために地域戦略の策定は不可欠との認識が示されている。

⇒「ネイチャーポジティブ」「外来種、外来生物」も参照。

生物多様性の危機と気候変動

生物多様性の損失と気候変動は相互に影響を及ぼし、片方の悪化はもう片方を悪化させる。植物の多様性が高いほど、炭素貯蔵を含む生態系の機能が向上することが近年の研究で示されている。

生物の多様性は、自然の変動の他に人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の危機に直面し、多くの生物種の個体群が衰退するとともに、遺伝的な変異を失い、同時に豊かな生態系や景観をも喪失しつつある。

また、地球温暖化等の気候変動は、それへの適応速度の違いから生物間の関係や、生物の生活の場の物理的プロセスに大きな影響を与えることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。（生物多様性基本法前文参照）

責任ある消費（エシカル消費）

消費者それぞれが、商品やサービスを購入する際に、価格や品質だけでなく、その製品がつくられる過程での、人や社会、環境に与える影響とその解決を考慮したり、そうした課題解決に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。2015年に国連で採択された持

続可能な開発目標（SDGs）の目標 12「つくる責任 つかう責任」に関連する取組として位置付けられている。

具体的には、環境負荷の少ない製品や再生可能な資源から作られた商品、フェアトレード商品（労働条件や人権に配慮した企業による商品）、リサイクルやアップサイクル商品、過剰包装を避けた商品を選ぶだけでなく、地元で生産された食品や商品を支持すること（運搬や輸送によるエネルギー等の排出削減につながる）がある。さらに、近年では、洗濯時に纖維くずの発生を抑える工夫や、人工芝の適切な手入れ、タイヤ・路面摩耗粉塵の低減につながる運転方法など、製品の使い方においてマイクロプラスチックの海洋への流出抑制を意識することも含まれる。

⇒「マイクロプラスチック」も参照。

絶滅危惧種

絶滅の危機に瀕している種又は絶滅の危機が増大している種のこと（→希少種参照）。環境省では、1997年に、IUCN（国際自然保護連合）が採択した新しいカテゴリーに準じて、定性的要件と定量的要件を組み合わせた下記のカテゴリーを策定した。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種（絶滅危惧種）の一覧。レッドリストに掲載された種について、生態・分布・生息状況などの詳細な情報を掲載したレッドデータブックが作成されている。IUCN（国際自然保護連合）が作成する世界規模のレッドリスト（IUCN 絶滅のおそれのある生物種のレッドリスト）をもとに、世界各国・地域で独自のリストが作成・公表されている。日本では環境省や各都道府県および日本哺乳類学会などの学術団体がそれぞれ独自のレッドリストを作成している。東京都では、本土部（区部および多摩（北・南・西）、島しょ部（伊豆・小笠原）に分けて作成されている。市町村でも作成しているところがある。

草本層

樹林の主に地表面に生育する草本性の植物等からなる層のことである。樹林内の土壤保全に重要である。

た行

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう（2006年「多自然川づくり基本指針」）。中小河川では、護岸は原則設置せず、必要な個所に限定して設置することになった（2010年「中小河川に関する河道計画の技術基準」）。なお、1997年、コンクリート護岸を壊して旧来の自然の姿を反映した「落合川いこいの水辺」を整備したことはその先駆けであろう。

⇒「適正と適性」も参照

脱炭素社会、低炭素社会、循環型社会、循環経済（サーキュラー・エコノミー）

脱炭素社会（Decarbonized society, Carbon neutral society）は、カーボンニュートラルを実現した社会のこと。低炭素型社会とは、二酸化炭素等温室効果ガスの排出を大幅に削減した社会のこと。循環型社会は、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

循環経済とは、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の「線形経済」に対して、生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済。

⇒「3R」も参照。

多摩六都科学館

東久留米市が属している多摩北部広域行政圏協議会でも近隣4市（小平市、東村山市、清瀬市、西東京市）とともに、圏域のみどりの保全を推進している。5市共同運営している多摩六都科学館（1994 開館）の、2012年にリニューアルで導入されたプラネタリウムは、最も多くの星を投映するプラネタリウムとして世界一に認定されている。この施設では、地域の自然史博物館の機能をも担っている。

地球温暖化係数（GWP：global warming potential）

ある温室効果ガス 1 kg を大気中に放出したときに、そのガスが一定期間（20 年・100 年・500 年のうち 100 年を使用）にわたって引き起こす放射強制力の積分値を、

同量の CO₂による積分値で割ったもの。二酸化炭素 (CO₂) を 1 (基準値) とすると、メタン (CH₄) 約 28 倍、一酸化二窒素 (N₂O) 265 倍、六フッ化硫黄 (SF₆) 23,500 倍、フロン類は数百から数万倍。

⇒ 「温室効果」も参照。

地区計画制度

地区レベルのまちづくり、特性の要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわしい良好なまちづくりを進めるための制度である（都市計画法）。市では 10 地区計画 98.2ha が指定されている。

窒素関係

窒素類は、生活排水由来、農業等の土地由来、産業由来がある。窒素関係については、水中での存在状態から有機体窒素と無機体窒素（アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素）に大別され、これらの総量が全窒素 (T-N) である。また、ケルダール窒素は、ケルダール法によって測定される窒素のことと、有機体窒素とアンモニア性窒素の合量に相当する。

アンモニア性窒素は、生物の死骸や糞尿などを由來とした有機体窒素（タンパク質、アミノ酸）あるいは尿酸、尿素が分解したときにアンモニアとなることにより生成される。さらにアンモニア性窒素は、硝化細菌により酸化され亜硝酸性窒素に、さらに酸化されて硝酸性窒素となる。

通常、河川水中の全窒素の大部分は、硝酸性窒素が占めている。無機体窒素は、水域の植物プランクトンや藻類等に必要な栄養塩の 1 つであるが、濃度が高いほど魚類種類数が減少する傾向が見られる。また、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、その合量に関して環境基準値が 10mg/L（水道水質基準も同じ）に設定されている。これは、硝酸性窒素等は、乳児にチアノーゼを起こすメトヘモグロビン血症を引き起こすことから、その予防のために基準値が設定されている。

生活排水等の大半の処理を担う下水処理場（水再生センター）では、窒素やリンを除去する高度処理が行われ、河川の一層の水質の改善や東京湾の富栄養化の防止を進めている。

⇒ 「水質調査」も参照

調整池・調節池

特定のエリアに降る雨をいったん溜め、少しづつ川

に流して川が一気に増水、氾濫しないようにするためのものを調整池といい、豪雨の時に膨れ上がった川の水が越流堤と呼ばれる仕切りを超えて池に流れ込み、川の水位を下げて洪水を防ぐものを調節池という。東久留米市では、白山公園内に調整池が設置されている。また、黒目川と落合川の合流点付近には黒目川黒目橋調節池及び下谷橋調節池が整備されている。

適正と適性

人が自然環境の「適正管理」（Appropriate Administration）をおこなうことはできないのではないかということで、メカニズムがはっきりしない漁業資源等を維持するために提唱された「順応的管理（経営）」（Adaptive Management、順応的管理の項参照）が広く自然環境の開発などに適用されるようになっていく。そこでは、「適正」ではなく自然環境に応じて自然と共に (with nature) に対応するという意味で「適性」（suitable）が使われる。日本の江戸時代でも河川改修など大幅な改修の影響が読めないときに、「見定め」（見試し）といって、時間をかけて不確定要素や時期による変化に対応できるかどうかの「様子見合せ」をしながら進めていた。河川分野で、人工的な「多自然型川づくり」の反省から、2006 年に「多自然川づくり基本指針」が制定され、「多自然川づくりをすべての川づくりの基本とする」とこととなったのもその流れである。

⇒ 「順応的管理・経営」「多自然川づくり」も参照

デジタル田園都市国家構想総合戦略

「全国どこでも誰もが便利で 快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、デジタルトランスフォーメーション (DX)、グリーントランスフォーメーション (GX) などの進展を背景に、2022 年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、地方自治体には「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂を要請した。

市は、国の総合戦略及び東京都の「未来の東京」戦略を踏まえ、同戦略を全面的に改訂した「東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023 年 12 月）を策定した。なお、市は「東久留米市 DX 推進方針」（2022 年 8 月策定、2023 年 8 月、2024 年 8 月改訂）を制定している。

田園住居地域

2017 年に都市計画法が一部改正されて、新たに設け

られた地域制度。農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。第一種・第二種低層住居専用地域の一環として追加された。

東京における自然の保護と回復に関する条例 (東京都)

市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として1972年に制定されたものである。その後の自然環境や自然保護行政の変化に対応し、「都市と自然が調和した豊かな東京」の実現をめざして、2001年に全面改正されている。

都市計画公園・都市計画緑地

都市計画法に基づく都市施設で、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与する目的で計画的に配置する公園・緑地。整備後は、都市公園法で告示し、都市公園や都市緑地として管理される。都市公園法に基づく公園・緑地には、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園や、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする街区公園などがある。

都市公園のストック効果

都市公園が有する多様な機能のうち、都市公園の整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果であり、その効果は以下の9つに分類される。十分な機能の発揮には都市公園の適切な維持管理、運営が必要であるほか、その効果を維持・向上させるための工夫を、市の状況や個々の都市公園の特性等に応じ、継続的に行なうことが求められる。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ①防災性向上効果 | ⑥子育て、教育効果 |
| ②環境維持・改善効果 | ⑦コミュニティ形成効果 |
| ③健康・レクリエーション空間提供効果 | ⑧観光振興効果 |
| ④景観形成効果 | ⑨経済活性化効果 |
| ⑤文化伝承効果 | |

都市農業振興基本法

2015年に都市農業（市街地およびその周辺の地域において行われる農業）の提供する、新鮮な農産物の供給、災害時の防災空間、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験・学習、交流の場などの多面的機能の発揮により、都市農業の安定的な継続を図るとともに、良好

な都市環境の形成に資することを目的とするもの。人口減少社会の到来を迎える、従来の都市計画地域での農地を宅地や公共用地の種地として考える背景の方向転換したもの。背景に、柳窪の市街化区域の市街化調整区域への逆線引きや、大都市近郊自治体の農のある景観条例や都市農地の保全への動きがあった。

都市緑地法

1973年に都市緑地保全法として制定され、2004年に都市緑地法に改正された。都市における緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。

トラスト制度

19世紀の英国において、産業革命とともに急速に自然が失われるなか、市民が発案した仕組みで、国民のために、国民自身の手で大切な自然環境という資産を寄付や買い取りなどで入手し、守っていくことを基本理念としている。これをお手本に、わが国でも様々な地域で、市民などから広く寄附を募り、それを資金として土地等を取得し、優れた自然環境などを、市民共有の財産として末永く保全する制度が生まれている。

トリプルボトムライン

日々の生活や様々な物事を計画実行するにあたって、環境・社会・経済それぞれで最適（部分最適）であっても3分野トータルで最適（全体最適的）であるかを事前に検討するとともに、実施後にそれぞれの分野の責任を果たしたかをチェックするもの。ボトムラインは、計算の〆に引く線のこと。

企業においても、かつては経済的責任としての財務諸表だけであったが、現在は環境責任とCSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ）に関する年次報告書を作成している。

⇒「SDGs ウェディングケーキ」「主要会計イシアチブ」も参照。

な行

内分泌かく乱物質

内分泌かく乱化学物質問題は、身の回りに存在し我々の体内に取り込まれる可能性のある化学物質群に、ホルモン活性を有することが既に知られている物質、あるいはホルモン活性を有するか否か検討されていな

いが、その可能性のある物質が存在することが指摘されている。

ホルモン活性を有する化学物質が生体の内分泌系の機能を変化させることにより、健全な生物個体やその子孫、あるいは集団（またはその一部）の健康に有害な影響を及ぼす可能性が、一部の野生生物の研究や、基礎的な内分泌学、内分泌毒性学、生殖毒性学の研究から示されたことにより研究が行われている。現在、内分泌かく乱作用について、野生生物での具体例はいくつか知られているが、ヒトでは、環境からの化学物質暴露による内分泌かく乱作用により有害な影響を受けたと確認された事例は今までのところない。

ナラ枯れ、カエンタケ

近年、ナラ類(コナラ)、シイ・カシ類 (シラカシ、アラカシ、スダジイ、マテバシイなど) の樹木集団的に枯損する「ナラ枯れ」が発生している。原因是、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌の菌糸が増えることで木が枯れていく。木の根元にカシノナガキクイムシの穿孔によるおがくずがある場合、枝が落下して事故が起きる可能性があるので要注意である。またナラ枯れ被害木の周辺で「カエンタケ」と呼ばれる猛毒のキノコが確認されている。カエンタケを見つけた場合には絶対に触らず、市まで連絡すること。

日本のエネルギーバランス・エネルギーフロー

エネルギーの原料（一次エネルギー供給）を 100% すると、エネルギーの変化にはロス（熱など）が発生するため、製品として提供する段階では 65～70% となり（エネルギー最終消費）、エンドユーザー一段階ではさらに変換ロスがあるため、実質のエネルギー利用量は 30～35% ほどになる（最終エネルギーサービス）。

各エネルギー形態は、理論的には相互に変換可能であるが、多段階で変換するとロスが拡大する。変換はいくつかの経路をたどって実現されるため、変換効率向上や合理的な組み合わせが必要である。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

ネイチャーポジティブは、2030 年までに、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させ、2050 年までに完全な自然回復を達成するという概念と目標のこと。

気候変動におけるカーボンニュートラルと同等の目標を生物多様性・自然資本分野において設定するため

提唱された。世界自然保護基金によると、「種、生態系、自然過程の健康、豊富さ、多様性、回復力における測定可能な成果」を通じて達成する。

2022 年生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) において、2010 年に採択された愛知目標の後継となる、2030 年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年ミッションとして「生物多様性の損失を止め反転させる」すなわち「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられた。

この新たな国際約束の達成のため、2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、同戦略のひとつとして「ネイチャーポジティブ経済の実現」が掲げられ、2024 年のネイチャーポジティブ経済移行戦略（4 省庁連名）が公表された。ネイチャーポジティブ宣言の募集も行われている。

⇒ 「生物多様性」も参照。

ネクサスアプローチ、インターリンケージ

環境、水、エネルギー、食料の相互関係など相関性を考慮しながら各課題の解決を目指す方法のこと（ネクサスは、ラテン語で「関係」）。インターリンケージも、各条約の相互関係を視野に一つの条約が部分最適であっても、全体最適のかをチェックしながら調整するもの。オゾン層保護のウィーン条約（1985 年）のモントリオール議定書で、特定フロンが禁止され代替フロンが促進されたが、後に地球温暖化に影響があることからさらに種類が制限されるなどがその例である。

農の風景育成地区（東京都）

東京の農地は、食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たしている。減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、東京都が創設した制度を基に、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、区市町と協力して、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成していくものである。

は行

PM2.5（微小粒子状物質）

PM2.5 は、大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ (0.0025mm)

以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10μm 以下の粒子）よりも小さな粒子。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物 (SOx)、窒素酸化物 (NOx)、揮発性有機化合物 (VOC) 等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壤、海洋、火山等の自然起源のものもある。これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPM と PM2.5 の年間の平均的な濃度は減少傾向にある。

⇒ 「マイクロプラスチック」も参照。

P D C A サイクル（Plan-Do-Check-Act management cycle）

「予算(Plan) → 執行(Do) → 決算(See)」の流れに、評価(Check)と見直し(Act)を明確に位置付け、「目標に対する計画(Plan) → 実行(Do) → 評価(Check) → 見直し(Act)」と一般化させたもの。ISO14000s(環境マネジメントシステム)でも採用されている。計画を長期計画と置いた場合、実行のなかに年次の PDCA サイクルを置いて管理する。行政の「基本構想(Objectives 委員会 → 基本計画立案(Plan) → 施策・事務事業 (Do) → 行政評価(See)」の流れも同様である。

PFAS（有機フッ素化合物）

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。撥水・撥油性、熱・化学的安定性を有し、製造業の洗浄工程など幅広い用途で使用されるとともに、身の回りの製品では、フッ素コート製品（撥水加工・防汚加工の衣料品、フライパン等の調理器具、ハンバーガー等の包装用紙、カーペット等）、スキーやスノーボードなどのワックス、業務用泡消火器に使われてきた。PFASの中には、高蓄積性、長距離移動性という性質をもつ物質があることから、国内外で規制やリスク管理に関する

取り組みが進められている。

化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）は、化学物質の「分解性」、「蓄積性」、「人への長期毒性」又は「動植物への毒性」といった性状や、環境中の残留状況に着目し、製造・輸入の規制や管理措置を講じるが、PFAS の中でも、PFOS、PFOA、PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)は、製造・輸入原則禁止となっている。

保存樹木・保存樹林（東久留米市）

東久留米市のみどりに関する条例に基づき、良好な環境を確保するため、規則に定める基準に該当する緑地保護区域内における樹木または樹林の所有者の同意を得て、市長が指定する制度であり、伐採には市への届出が必要になる一方、保全に係る費用の一部が補助される。現在、約 600 本の保存樹木、4箇所の保存樹林などを指定している。

フットプリント

環境負荷量を、ライフサイクル全体で評価するもの。原料の採掘、製造・生産、流通、販売、使用、廃棄されるまでどこでどれだけ環境に足跡を残してきたか（負荷を与えたか）を計算しようとするもの。

エコロジカルフットプリント、カーボンフットプリント、水の消費量を示すウォーターフットプリント（バーチャルウォーター）、PM2.5 などの大気汚染物質フットプリント、資源の採掘量を示すマテリアルフットプリント、土地の改変量を表現する土地利用フットプリント、栄養塩（リンや窒素）を対象としたフットプリント、環境負荷や土地改変を通じた絶滅危惧種への関与を示す生物多様性フットプリント、自然資本と企業会計や国・自治体の公会計と統合した自然資本会計とリンクしたネイチャーフットプリントなどがある。

エコロジカル・フットプリント

これは、人類が地球環境に与えている「負荷」の大きさを測る指標で、人間 1 人が持続可能な生活を送るのに必要な物質生産可能な地球上の面積として表わされる。

例えば、あるエコロジカル・フットプリントでは、1) 化石燃料の消費によって排出される二酸化炭素を吸収するために必要な森林面積、2) 道路、建築物等に使われる土地面積、3) 食糧の生産に必要な土地面積、4) 紙、木材等の生産に必要な土地面積、を

合計した値として計算される。この場合、アメリカでは人間1人が必要とする生産可能な土地面積は5.1ha、カナダでは4.3ha、日本2.3ha、インド0.4ha、世界平均1.8haとなり、先進国の資源の過剰消費の実態を示すもので、世界全体で日本と同じような暮らしをはじめたら、地球が約2.4個(4.3÷1.8)必要となる計算になる。これは人間が地球環境に及ぼす影響の大きさとみることもできることから、「地球の自然生態系を踏みつけた足跡（または、その大きさ）」と呼んでいる。

萌芽更新（ほうがこうしん）

広葉樹の管理方法のひとつ。樹木を伐採しその切り口などから伸びる芽を育て、15年から20年程度のサイクルで更新を繰り返すことであり、主に人工林（二次林）において定期的に木質燃料を切り出すために行われてきた手法である。燃料革命以降、これら人工林が放置され、高木化・老木化の進行が課題となるなか、大木の伐採によって周辺の光環境が改善されるほか、倒木リスク軽減効果等が得られることから、市街地における雑木林等の管理方法としても、萌芽更新が行われている。

ま行

マイクロプラスチック

マイクロプラスチックとは、5mm未満の小さなプラスチックで、さらに小さなものにはナノプラスチック($1\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル、ミクロン、0.001mm)より小さい粒子状)とも呼ばれている。マイクロプラスチックには、レジンペレットなどの最初から小さなサイズで製品に使われているプラスチックと、大きなサイズのプラスチック製品が、使用中に摩耗や紫外線、風、波などの影響で劣化し、微細化したプラスチックがある。マイクロプラスチックが魚などに取り込まれ、生態系に何らかの影響を与えることが懸念されており、また、一度環境中にマイクロプラスチックが流出してしまうと回収することが困難になる。そのため、陸上での発生抑制や流出防止、代替素材の開発などの対策に取り組むことが重要になっている。また、ナノプラスチックはPM2.5($2.5\text{ }\mu\text{m}$)と同様の挙動をとると考えられており、人の呼吸器などのへの影響も懸念されている。

⇒「PM2.5」「海洋プラスチック汚染」も参照。

プラスチックの性質

プラスチックには、各種性質を付与するために様々な化学物質を添加するが、プラスチック、ビニールからは、高圧、高温に限らず常圧常温でも、また、光（紫外線等）や添加物の作用等で化学物質が放散・溶出するため、例えば、軟らかくするための可塑剤フタル酸エステルを使ったポリ塩化ビニル等のおもちゃ・育児用品等は、日本を含む各国で小児への使用に規制がある。

⇒「内分泌かく乱物質」も参照。

水循環

水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心と循環することをいう（水循環基本法の定義）。生態学的には、地図、大気圏、生物圏、水圏を水が液体、気体、固体と相を変えながら循環することを指す。

水辺と水辺地

水辺とは、一般に河川、湖沼、湿原、海浜などの水のほとりをさす。環境基本法第14条は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるように、生物多様性の確保とともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されることをうたっている。ここに出てくる水辺地の英訳では水域一般をさすwater bodiesが使われている。例えば、公有水面はpublic water bodyであり、海域はbodies of marine waterである。基本法では人との触れあいがうたわれているので水辺地としたと考えられる。なおラムサール条約の水鳥の生息地としての湿地も幅広く、ダム、水田、河川、沼澤地、湿原、海の沿岸域などを含んでいる。

緑確保の総合的な方針（改定）

東京に残された樹林地や農地等の緑が減少を続いている状況を重要な課題ととらえて、東京都が本市を含む区市町村と合同で、2010年5月に策定したものである。この方針は、10年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示したものである。骨格的な緑の充実等を目指し、緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進するため、2020年7月に改定がなされた。

みどりの基金（東久留米市）

東久留米市みどりの基金条例に基づいて、緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度である。市民からの寄付や宅地開発時の公園・緑地整備に代えて納付される開発事業者からの寄付によって積み立てられ、樹林地等の取得に用いられている。

ミチゲーション（回避、最小化、復旧、軽減、代償）のうち、代償（開発に伴って緑地を確保できないときに基金に支払うなど）にあたる（NEPA）。

森の広場（東久留米市）

都市公園や緑地の不足を補うため、本市が民有地の樹林地を借上げ、森の広場として開放しているものである。現在、5箇所の森の広場を開放している。

や行

屋敷林保全プロジェクト（東京都）

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」において、「既存の緑を守るために新たな取組」として位置付けられたプロジェクトの1つである。屋敷の周囲に防風や防火のために人為的に植栽された屋敷林は、武蔵野らしさやその地域らしさを感じることのできる貴重な存在となっており、個人の資産ではあるが、今日の環境形成への重要性に照らして、地域共有の緑の資産として、保全していくことが重要であることを踏まえ、土地保有コストの負担軽減、開発や相続時における対応、屋敷林保全の普及・啓発など、総合的に取り組むプロジェクトである。

湧水（ゆうすい）

自然に地表に湧出している地下水。東久留米市では関東ローム層から雨水を源として湧出している。

湧水・清流保全都市宣言

2008年、落合川と南沢湧水群が「平成の名水百選」（環境省）に東京都で唯一選ばれた。その後、市は全国初の「湧水・清流都市宣言」を2011年6月に発表。また、2013年には、向山緑地・立野川源流域が「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定されている。

湧水点（東久留米市 市民環境会議水とみどり部会）

東久留米は都内有数の湧水があるまちで、市民環境

会議水とみどり部会では、4年間の市内全域の湧水調査の結果、70箇所の「湧水点」を特定している。ここでいう「湧水」とは、「地下水が自然状態で地表に流出したもの、もしくは地表水に流入するもの」とし、D0（溶存酸素濃度）が8mg/L以下、水温15°C～20°Cを目安としている。また、目視で観測して約50m³/日以上出ている個所を「湧水点」とした。水とみどり部会では、現在も、渴水期（3月）と豊水期（11月）に湧水の確認調査を続けている。また市では、主な湧水点の水質・水量調査も行っている。なお、地下水は地中での滞留時間が長いと有機物の分解等に酸素が使われD0は低くなることから、地下水の状態を探るひとつの目安となる。

予防と用心

予防（Prevention）は科学的に因果関係が同定されている場合のリスクの防止である。用心（Precaution）は、科学的な因果関係が未知であっても警告するもので、その有害性と相關関係の度合いによって3種類に分類される（WHO）。ALARA（As Low As Reasonably Achievable）（合理的に達成できる限り低く）、「用心原則」（Precautionary Principle）、「慎重回避」（Prudent Avoidance）。

ら行

緑地協定

都市緑地法に定められており、都市計画区域内において相当規模の一団の土地において全員合意で緑を保全または創出を協定の締結によって実現させていく制度のこと。

緑地保護区域（東久留米市）

東久留米市のみどりに関する条例に基づき、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときに、市長が、審議会に諮って指定する区域である。建築行為など一定の行為の制限などにより緑地を保護する制度である。現在、市内では南沢緑地保全地域周辺に指定がある。

緑地保全計画（東久留米市）

「東久留米市第二次緑の基本計画」において「雑木林の保全と活用」が重要施策の1つとして掲げられ、具体的な施策として「緑地保全計画の策定と保全」が位置づけられており、市独自の計画として2016年3月に策定されたものである。「都市緑地法」※において作成する

ことが規定されている「緑地保全地域※内の緑地の保全に関する計画」である「緑地保全計画」とは異なる。

緑被率

ある地域における緑地（被）面積の占める割合のこととで、緑の量を把握するための指標。航空写真の判読によるもので、目視される緑のイメージに近い。例えば、農地の面積については、①航空写真の判読による緑被率によるもの、②固定資産台帳によるもの、③登記簿による地目によるものの3種類がある。地目ベースではその上に建物が建っていることがある。

緑地保全地域（都市緑地法）

緑地保全地域は、都市計画法における地域地区の一つ。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。

特別緑地保全地区（都市緑地法）

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区の一つ。無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、動植物の生息・生育地等となる緑地の保全を目的として、都市における良好な自然的環境となる緑地を指定し、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度である。東久留米市では、黒目川越処橋が指定されている。

緑地保全地域及び歴史環境保全地域（東京都）

緑地保全地域及び歴史環境保全地域（総称して「保全地域」という。）は、「東京の自然と保護の回復に関する条例」に基づき、「良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林などを保全地域に指定し、都民の大切な財産として未永く残していくため」に指定されるものである。東京都が指定する保全地域は、都内に50箇所（2016年4月現在）あり、その内8箇所が東久留米市内にある。

6次産業、10次産業、農福連携

地域資源の活用で、1次産業（農林水産業）、2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）の事業との連携した取り組みでコスト削減と新たな付加価値を生み出す取組み。1、2、3を足すと6次産業（農工商連携）。さらに福祉や教育を4次産業と置いて組み合わせたものを10次産業といい、1次と4次産業を組み合わせたものは農福連携という。

※地球温暖化に関連する基礎用語解説については、下記リンクからご確認ください。

■クール・ネット東京

（東京都地球温暖化防止活動推進センター）

<https://www.tokyo-co2down.jp/learn/glossary/>

■全国地球温暖化防止活動推進センター

<https://www.jccca.org/oyakudachi/dictionary>

■脱炭素ポータル（環境省）

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/words/

